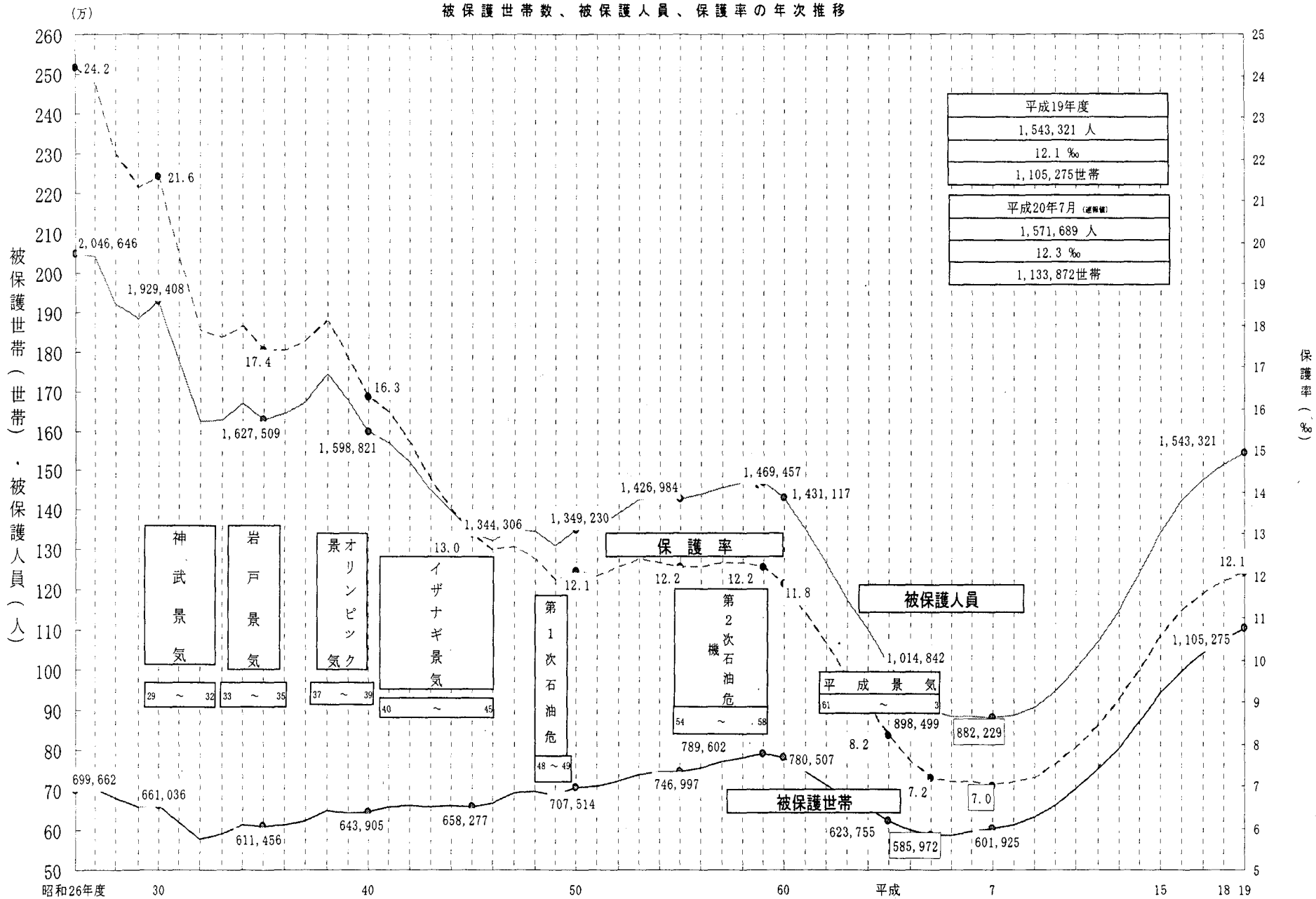


全国の自立支援プログラムの取組状況について

厚生労働省社会・援護局保護課

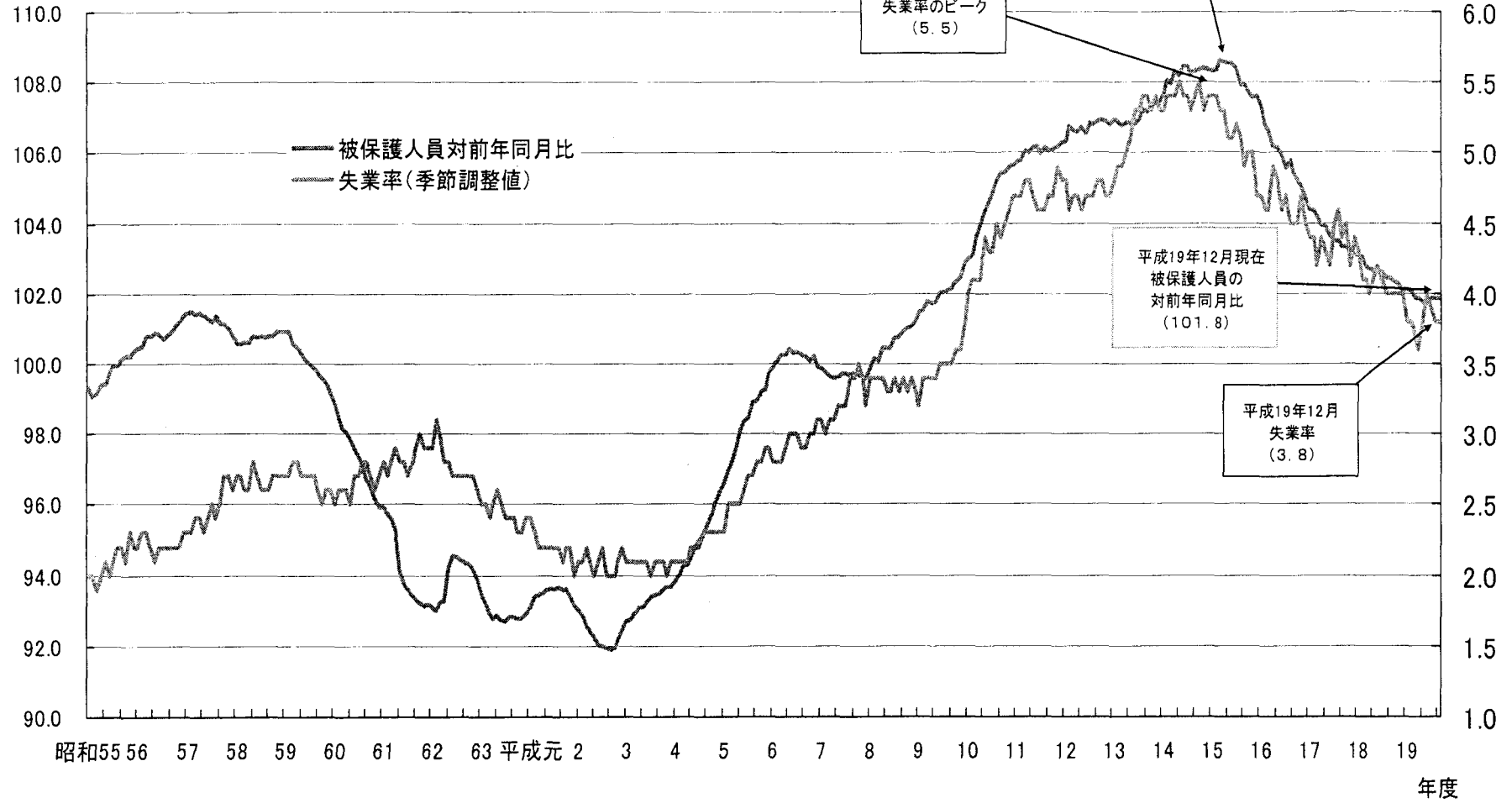
被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例

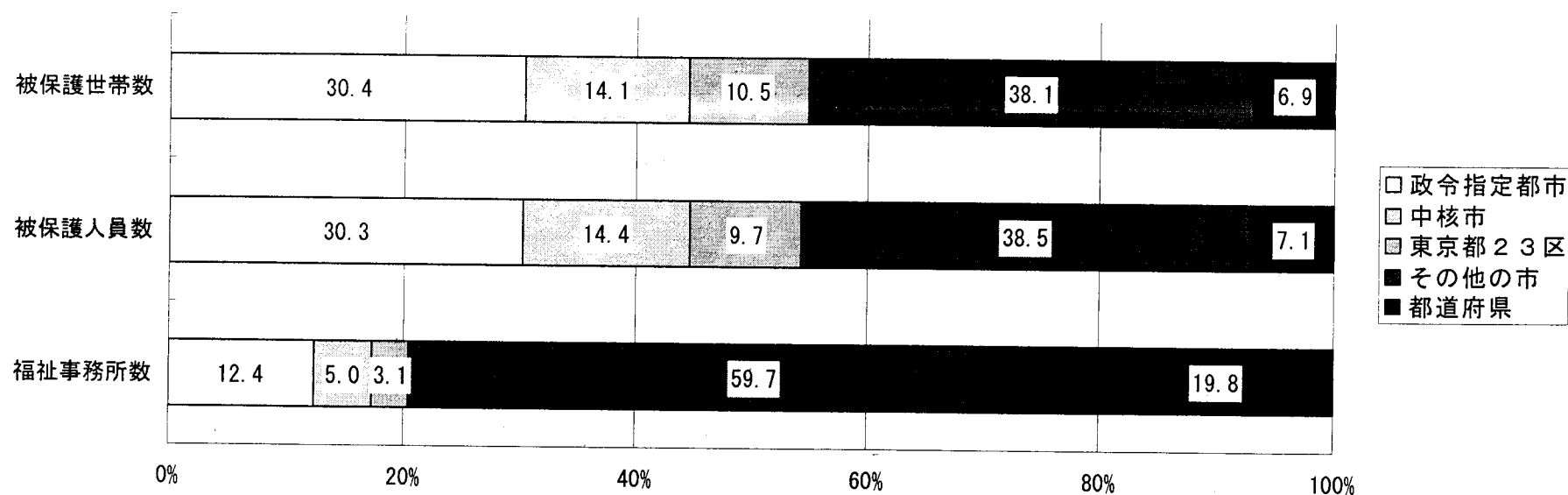
被保護人員の伸び率と失業率の推移

被保護人員対前年同月比(%)



地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布

○被保護世帯数、被保護人員を見ると、政令指定都市・中核市・東京都23区で半数を占めている。



資料:「被保護世帯数」「被保護人員数」福祉行政報告例(平成18年度)
 「福祉事務所数」厚生労働省社会・援護局総務課調べ(平成18年10月時点)

地域別保護率の比較

平成7年度			
	‰		‰
全 国	7.0	鳥 取 県	6.1
福 岡 県	16.4	佐 賀 県	5.8
北 海 道	15.4	神 奈 川 県	5.7
高 知 県	15.3	岩 手 県	5.2
京 都 府	14.3	三 重 県	4.7
沖 縄 県	12.9	島 根 県	4.5
大 阪 府	11.4	滋 賀 県	4.2
徳 島 県	11.3	宮 城 県	4.1
青 森 県	11.0	福 島 県	4.0
長 崎 県	10.8	山 形 県	3.4
鹿 児 島 県	10.5	愛 知 県	3.4
大 分 県	9.4	千 葉 県	3.2
宮 崎 県	8.5	新 潟 県	3.2
東 京 都	8.1	茨 城 県	3.1
兵 庫 県	7.9	栃 木 県	3.1
奈 良 県	7.8	埼 玉 県	3.1
山 口 県	7.8	石 川 県	2.7
愛 媛 県	7.8	群 馬 県	2.6
熊 本 県	7.5	長 野 県	2.3
香 川 県	7.4	山 梨 県	2.2
和 歌 山 県	7.3	静 岡 県	2.2
秋 田 県	7.0	福 井 県	2.1
岡 山 県	6.9	富 山 県	2.0
広 島 県	6.3	岐 阜 県	2.0

平成18年度			
	‰		‰
全 国	11.8	熊 本 県	8.8
大 阪 府	25.1	宮 城 県	8.2
北 海 道	24.2	岩 手 県	8.1
高 知 県	21.1	千 葉 県	8.1
京 都 府	19.1	鳥 取 県	7.9
福 岡 県	18.5	埼 玉 県	7.5
青 森 県	17.0	佐 賀 県	7.2
沖 縄 県	16.3	福 島 県	7.2
長 崎 県	15.8	三 重 県	7.0
東 京 都	15.6	栃 木 県	6.6
鹿 児 島 県	14.8	愛 知 県	6.0
徳 島 県	14.6	島 根 県	5.8
兵 庫 県	14.4	滋 賀 県	5.7
大 分 県	13.3	新 潟 県	5.7
神 奈 川 県	11.8	茨 城 県	5.4
広 島 県	11.7	石 川 県	4.5
和 歌 山 県	11.4	静 岡 県	4.4
宮 崎 県	11.2	群 馬 県	4.3
秋 田 県	11.1	山 形 県	4.2
奈 良 県	11.1	山 梨 県	4.0
愛 媛 県	10.8	長 野 県	3.3
山 口 県	10.4	岐 阜 県	3.2
岡 山 県	10.0	福 井 県	2.7
香 川 県	9.4	富 山 県	2.3

資料：福祉行政報告例 注：指定都市・中核市は都道府県に含む。

指定都市別保護率の比較

平成7年度	
	‰
京都市	21.0
大阪市	18.0
札幌市	17.0
北九州市	15.2
福岡市	15.1
神戸市	14.9
川崎市	9.0
横浜市	6.9
広島市	6.6
名古屋市	6.6
仙台市	5.2
千葉市	4.6

平成18年度	
	‰
大阪市	41.8
札幌市	27.4
神戸市	26.7
京都市	26.2
福岡市	18.7
川崎市	17.9
広島市	15.5
横浜市	13.8
千葉市	12.9
名古屋市	12.8
北九州市	12.8
仙台市	10.7

資料：福祉行政報告例

注：さいたま市、静岡市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

保護費の構図

(平成20年度予算ベース)

保護費の総額及び扶助の種別等の構成

総額: 2兆6,225億円				
			介護 扶助	その 他
生活扶助 8,557億円 32.6%	住宅扶助 3,700億円 14.1%	医療扶助 1兆3,063億円 49.8%	624 億円 2.4%	281 億円 1.1%

※国庫負担額は上記の3/4である。

生活保護制度の見直しと自立支援プログラム

1 生活保護制度の見直しの概要

社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)を踏まえ、社会経済情勢、家族形態の変貌等に対応するため、生活保護基準や制度・運用の在り方と自立支援の見直しを実施

○現在の生活保護の制度や運用の在り方で生活困窮者を十分支えられているか

○経済的な給付だけでは被保護世帯の抱える問題への対応に限界があるのではないか

○担当職員個人の努力や経験等に依存しやすくなっている実施体制に困難があるのではないか

○自立・就労を支援し、保護の長期化を防ぐための取組が十分であるか

○生活保護基準の在り方の見直し

- ・生活扶助基準の5年に一度の定期的検証
- ・老齢加算の段階的廃止
- ・母子加算の見直し
- ・高校就学費用の給付 等

○制度・運用の在り方と自立支援の見直し

- ・自立支援プログラムの導入
- ・実施体制の整備
- ・資産、能力の活用等の在り方の見直し 等

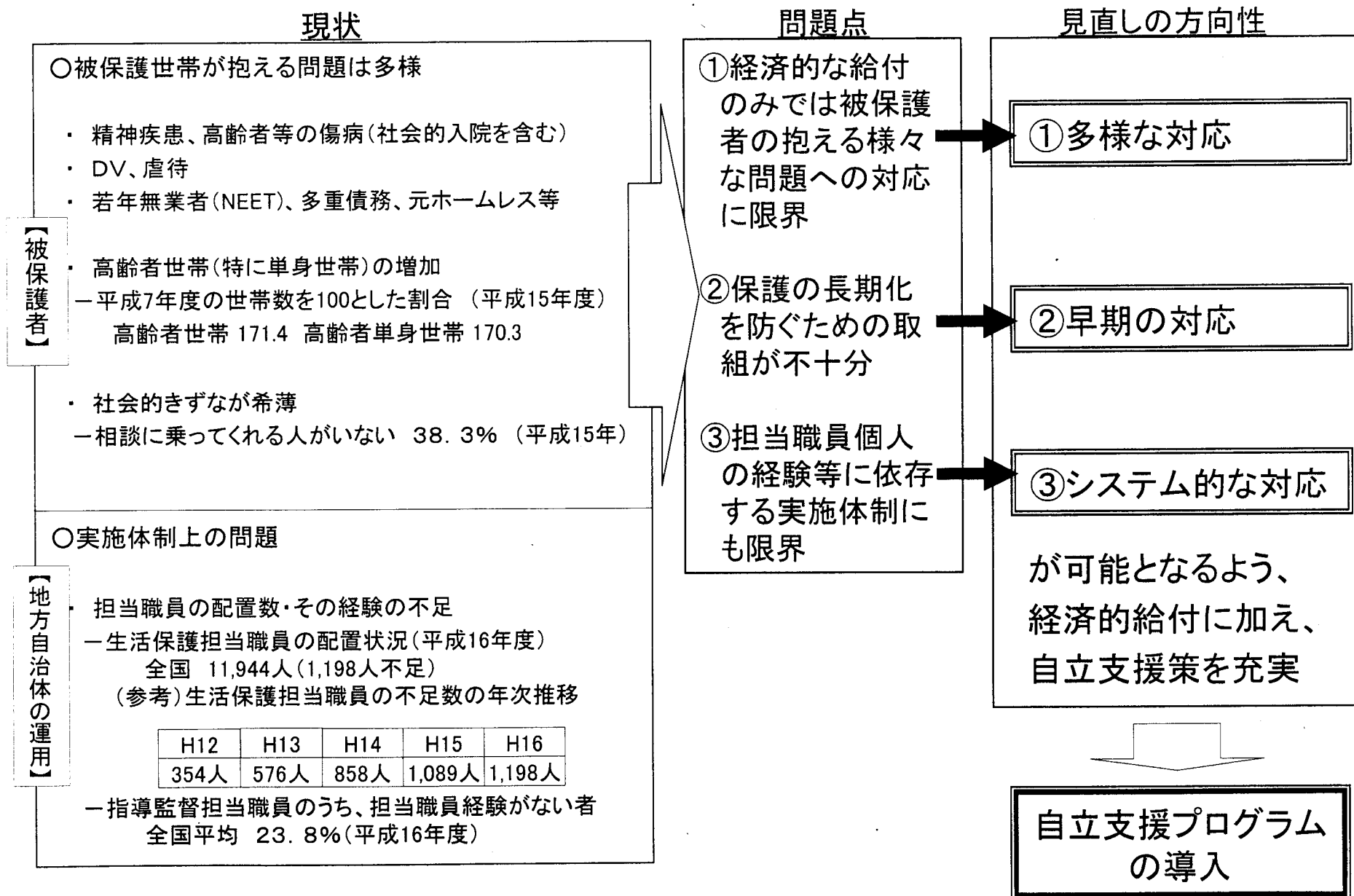
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(抄)

(平成16年6月4日閣議決定)

(生活保護の見直し)

・社会経済情勢の変化等を踏まえ、加算等の扶助基準の見直し、保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取組の推進など、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する。特に、雇用施策と連携しつつ、就労及び自立を促す。7

2 現状と見直しの方向性



3 自立支援プログラムの基本方針

1 自立支援プログラムの策定

- ① 管内の被保護世帯全体の状況を把握
- ② 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する自立支援の具体的内容と手順を定めた個別の支援プログラムを策定
- ③ これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施

2 自立の概念

○ 経済自立… 就労による経済的自立

(例) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム

○ 日常生活自立… 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること

(例) 精神障害者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム

○ 社会生活自立… 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

(例) 高齢者→傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラム

3 実施体制の充実

- 他法他施策や関係機関(保健所、ハローワーク、精神保健福祉センター等)の積極的活用
- 民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等への外部委託(アウトソーシング)の推進や非常勤職員の積極的活用
- セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助の積極的活用